

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員の弁明によると、コマツ社は「事務機器などを販売する会社」とのことであり、「市川市が物品購入の必要が生じたときに、随意契約や入札などにより売買」をしていたものと認められることから、コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたものと判定すべきである。

竹内議員の弁明によると、コマツ社は本市に対し「過去10年間で平均23.97%、直近5年間でも平均28.6%」請負量があったとのことである。また、コマツ社社長飯沼氏の陳述によると、本市との取引は40年以上に及ぶとのことである。

以上より、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったと判定すべきである。

- （2）（整理済）

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ社の本市に対する請負は、たまたま臨時に物品を販売するような単なる一取引をなすにとどまっていたわけではなく、竹内議員の弁明によると、総売上高に占める本市に対する請負の割合は「直近5年間でも平均 28.6%」に及んでいるとのことであり、過去5年間に限っても「継続的な取引関係に立つ」ものであり、一定の時間的継続性や反復性を有するものと認められる。なお、飯沼氏の陳述によると、本市との取引は40年以上に及ぶとのことである。

加えて、竹内議員が提出した資料4『株式会社コマツと市川市の取引』によると、令和3年8月から令和4年7月までにおけるコマツ社の「純売上高」に対する「市の支払額」は「売上割合」の「41.4%」に達しているとのことであるから、コマツ社の本市に対する請負の量は、コマツ社全体の請負量の半分以上を超えていないものの、コマツ社の業務の4割超を占めていた、すなわち業務の主要部分を占めていたことは明らかである。

また、竹内議員が提出した資料『10期比較変動損益計算書』によると、コマツ社の売上は、「本社売上高」の他、「学校売上高」「サービス料収入」などで構成されていることが分かるが、令和3年8月から令和4年7月までにおけるそれぞれの「売上高」の総売上高に占める割合は、「本社売上高」が約86.7%、「学校売上高」が約12.1%、「サービス料収入」は約1.2%であることから、コマツ社においては「本社売上高」が業務の主要部分を占めているものと判定すべきであり、この点は、参考人として本委員会に出席した飯沼氏も認めたところである。

そして、飯沼氏の陳述によると、コマツ社の本市に対する請負のすべては「本社売上高」に計上されているとのことであり、令和3年8月から令和4年7月までを例に挙げれば、「本社売上高」 円のうち、本市に対する請負は 円と、約 52.6%を占めていることから、コマツ社の本市に対する請負は、やはり、「当該法人の業務の主要部分」を占めていたものと評価せざるを得ない。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒ 有 ☐ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者：竹内議員、飯沼氏

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. 監査役就任承諾書

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有 ☐ 有 ☒ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員の答弁並びに飯沼氏の陳述を竹内議員有利に援用し、竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していなかったものと判断した。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

この点については、竹内議員も「監査役」に就任していたことは、本会議にお
ける弁明において本人も認めているところであり、この点疑義を挟む必要はない。

加えて、竹内議員は監査役として登記されていることから、法第92条の2が規
定する、「監査役」に当たるものと判定すべきである。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者：竹内議員、飯沼氏

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 _____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は当初、金銭等の受領について「一切ない」旨主張していたが、質疑を繰り返されると、「会社の人がパーティーに出席していた」と、当初の主張を覆した。そこで、参考人飯沼氏に対し同様の質問をし、この点確認したところ、「会社としてパーティー券を購入して営業担当者を出席させていた」ことが判明し、その後は竹内議員もコマツ社がパーティー券を購入していることを認めたことから、竹内議員はコマツ社にパーティー券を購入してもらうことで一定の金銭的支援を受けていたものと判断した。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 竹内議員、飯沼氏 _____

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. _____

2. _____

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 (有)・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 竹内議員、飯沼氏

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 (有)・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 竹内議員、飯沼氏

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

(1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 (有)・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 市議会議員、コマツ社代表取締役

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

① 本市とコマツ社との過去25年間の取引（自由連年）

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

議会の在任期間、コマツ社役員にあり、どう取引した

変化したのか25年を念頭に必要あり結論はまだ出せない。

(2) (整理済)

(3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

半分以上か半分以下かは重要ではない。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 (有)・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 竹内清海、コマツ社社長

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. 関係資料

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

(1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

これ以上必要はないと思いますが、結論はないです。（一定期間にわたるというところがどの位の期間なのか判断がつかない）

(2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

これ以上必要はないと思います。主要部分と言うのがどれくらいの範囲なのか判断ができません。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高くと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

これ以上必要ないと思います。典型的に高いと認められる程度がどの位の程度なのか判断できません。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼社長の宣誓書にしていなくてあるので、これで良いのではないだろうか。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

書類上は監査役となっていますが、本人は引受けた
覚えがないと言ってますので、そこで判断するしかないのでは。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

「季下に冠を正す」で辞任されたのではないだろうか。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

飯沼社長の宣誓書で否定されているので、そこで判断で
良いと考えます。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本人は監査役になった覚えがないと言ってますので、飯沼社長が
勝手に監査登記したのであれば、兼業にはあたらないのでは。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有 ☒ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(1)と同じくで、兼業にあたらないければ、こちらも損なわれていないのでは。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有 ☒ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

こちらも(1)(2)と同じくでず。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. コマツ社の株主名簿

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. コマツ社の株主名簿

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. 令和6年6月7日付飯沼俊雄氏の宣誓書並びに12日の委員会における発言につ
いての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 竹内清海議員が出席した委員会（5月14日、29日、6月12日）における発言に
ついての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. 令和6年6月7日付飯沼俊雄氏の宣誓書並びに12日の委員会における発言についての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 竹内清海議員が出席した委員会（5月14日、29日、6月12日）における発言についての宣誓書のご提出をお願いしたい。

3. コマツ社の社員が竹内清海議員の主催するパーティーに参加した際の領収書または振込記録のご提出をお願いしたい。

4. コマツ社の社員が竹内清海議員の主催するパーティーに参加した際に要した費用に同社の経費を充てるために作成した稟議書のご提出をお願いしたい。

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

株式会社コマツは営利を目的とした事業者であり、その上で、飯沼社長によれば40年以上にわたり本市との取引を持っている。そのことから、「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたことは明らかである。また、先述のとおり約40年以上にわたり本市との取引関係があり、竹内議員から提出された資料によれば、ここ10年の本市に対する請負量は平均約23%となっている。そのことから「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」ものであったことは明らかである。

（2）（整理済）

（3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員が監査役に就任していたここ5年間の株式会社コマツの本市に対する
請負量は平均約28%となっている。また、令和3年度には41%を超えている。
このことから請負量が業務の主要部分を占めていたと考えるべきである。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれか典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有 ☐無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

株式会社コマツの本市に対する請負量は、業務の主要部分を占めていたと
考える。そのことから、請負の重要度が議員の職務執行の公正適正を
損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたと判断
せざるを得ないと考えます。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 ☐有 ☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員、株式会社コマツの飯沼社長ともに、竹内議員及びその親族が株式会社
コマツに出資した事実はないと断言している。また、本件は、地方自治法第92
条の2に触れるかどうかを判断する際の大きな判断材料には当たらないと考え
る。そのことから、更なる調査は必要ないものと考えます。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員が株式会社コマツの監査役に就任していたことは自身も認めており、登記簿上でも明らかである。

「地方自治法第92条の2が規定する」監査役と判定できるかどうかは、「1.」の結論に集約されるものとする。そのため、ここでの更なる調査は必要ないものとする。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 竹内議員、株式会社コマツの飯沼社長

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有 ☒ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内議員は自身が行っている催し物に株式会社コマツの社員が参加費を支払い出席していたことを明らかにしている。株式会社コマツの飯沼社長もそれを認めている。そのため、更なる調査の必要はないものとする。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 ☒ 有 ☐ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 竹内議員、飯沼社長

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 ☒ 有 ☐ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ☒ 100条調査)

対象者 竹内議員 飯沼社長

・提出を求める資料 (任意 ☐ 100条調査)

1. _____

2. _____

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 ☒ 有 ☐ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ☒ 100条調査)

対象者 竹内議員 飯沼社長

・提出を求める資料 (任意 ☐ 100条調査)

1. _____

2. _____

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- (1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本市と株式会社コマツとの契約書の写しを全て確認したが、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものではなかった。よって法第92条の2が規定する法人には当たらない。

- (2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(1) より主要部分は占めていない。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から、公正適正を損なうおそれが高いと認められない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員、飯沼俊雄氏の宣誓書と意見聴取から出資していないのは明らかである。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1ーの結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役に
なるため、当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

評価しない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

参考人の宣誓書と意見聴取から、金銭等の受領はない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

- (1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1一の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1一の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1一の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

中村 よしお

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

（1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本市と株式会社コマツとの契約書の写しを全て確認したが、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものではなかった。よって法第92条の2が規定する法人には当たらない。

（2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

（1）より主要部分は占めていない。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から、公正適正を損なうおそれが高いと認められない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員、飯沼俊雄氏の宣誓書と意見聴取から出資していないのは明らかである。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1ーの結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役に
なるため、当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

評価しない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

参考人の宣誓書と意見聴取から、金銭等の受領はない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

- (1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1-の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1一の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1一の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- （1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

- （2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. コマツ社の株主名簿

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. コマツ社の株主名簿

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. 令和6年6月7日付飯沼俊雄氏の宣誓書並びに12日の委員会における発言につ
いての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 竹内清海議員が出席した委員会（5月14日、29日、6月12日）における発言に
ついての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. 令和6年6月7日付飯沼俊雄氏の宣誓書並びに12日の委員会における発言についての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 竹内清海議員が出席した委員会（5月14日、29日、6月12日）における発言についての宣誓書のご提出をお願いしたい。

3. コマツ社の社員が竹内清海議員の主催するパーティーに参加した際の領収書または振込記録のご提出をお願いしたい。

4. コマツ社の社員が竹内清海議員の主催するパーティーに参加した際に要した費用に同社の経費を充てるために作成した稟議書のご提出をお願いしたい。

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- (1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有 ☒ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

提示された資料だけでも10年以上取引があり、全体の請負量の20~30%、時には40%を超えている年もあることから「一定期間にわたる継続的な取引関係」とあると考える。

- (2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有 ☒ 無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一企業の請負量の半分以下であっても、常に売上げがほぼ主要部分を占めていると考える。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有 ☐無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (☒任意 ☐任意) ・ 100条調査)

対象者 竹内議員

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. _____

2. _____

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 ☐有 ☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者 _____

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1. _____

2. _____

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

相方の話を聞いて出資はないものと考え

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

監査役として登記していたことは事実である

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. 竹内氏に辞任届が登記の際に必要な為提出を求める

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内氏が行ったパーティにコマツ社の営業担当者が何度か参加したことを認めているが、金銭等の受領があったことがわかる。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

議員現職でありながら、公的文書である登記簿に登記されていることを確認のため

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(1) と (2) び

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(1) と (2) び

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- (1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 (有)・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者 市役所

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

① コマツと市の取引記録（竹内議員就任期間中）

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一定期間にわたる継続的な取引はあったものと判断される。

コマツ社と本市との取引の有無と内容の確認。

- (2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・(無)

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本市はコマツ社にとって重要顧客の一つであったと認められ、安定かつ継続的な取引が約束されたものではなく、他の取引先も相応に抱えていたため、業務の主要部分とは言えない。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. コマツ社の本市との取引による利益額（粗利）
2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

これまで得られた事実からは、議員の職務執行の公正適正を損なうおそれが典型的に高いとは認められない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

社長の宣誓書による発言は信用に値する

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

質問の法第92条へ「監査役」に当たるか の主旨が半解だと
はないが 監査役であったかということは登記されているので明白

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

辞任したことに関連した調査もしては審査に有意義な情報
が得られようと思えない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

金銭を受領が判明したとしても、合憲的かつ社会倫理上適切な範囲で未だあり、92条2の審査に有力な情報となり得る

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無 市役所

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

①提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1. 本庁とコマツ社との取引が全て入札であったか。そうでないものか

2. あれば、どのような取引で金額はどうか

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1.(4)に同じ

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1.(4)に同じ

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- (1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・~~無~~

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

経済的又は営利的な取引契約は存在し得る

ただしヒアリングが必要で必要は無し

一定期間にわたる継続的な取引関係に立つと考えるため

- (2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・~~無~~

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

主要部分を占めていないと考える

全体の請負量の半分以上を超えていない場合は必要無し

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高くと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

手っていないので無し

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

ヒアリングにより必要と判断していないと考える

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

ヒアリングが済むため必要ない、監査役時になるとする

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内の動意図が加わらず
評価を調査する必要は無し
よかきか

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

受領していません

ヒアリング済、調査の必要性は無し

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

(1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていないので更なる調査の必要なし

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていないので必要なし

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていないので必要なし

宮 本 均

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- (1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本市と株式会社コマツとの契約書の写しを全て確認したが、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものではなかった。よって法第92条の2が規定する法人には当たらない。

- (2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(1) より主要部分は占めていない。

- (4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

宣誓書と意見聴取から、公正適正を損なうおそれが高いと認められない。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

竹内清海議員、飯沼俊雄氏の宣誓書と意見聴取から出資していないのは明らかである。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・**無**

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1ーの結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役に
なるため、当たらない。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・**無**

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

評価しない。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

参考人の宣誓書と意見聴取から、金銭等の受領はない。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

- (1) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1-の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1-の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

1-の結論により法第92条の2が規定する法人に該当しない会社の監査役になるため、趣旨には当たらない。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- （1）コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

- （2）（整理済）

- （3）コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. コマツ社の株主名簿

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. コマツ社の株主名簿

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. 令和6年6月7日付飯沼俊雄氏の宣誓書並びに12日の委員会における発言につ
いての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 竹内清海議員が出席した委員会（5月14日、29日、6月12日）における発言に
ついての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

・今、現時点で辞任していることは、資格審査の論点にならないと考える。

・役員として登記していた事実がある。

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 ☒有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ ☒100条調査）

1. 令和6年6月7日付飯沼俊雄氏の宣誓書並びに12日の委員会における発言についての宣誓書のご提出をお願いしたい。

2. 竹内清海議員が出席した委員会（5月14日、29日、6月12日）における発言についての宣誓書のご提出をお願いしたい。

3. コマツ社の社員が竹内清海議員の主催するパーティーに参加した際の領収書または振込記録のご提出をお願いしたい。

4. コマツ社の社員が竹内清海議員の主催するパーティーに参加した際に要した費用に同社の経費を充てるために作成した稟議書のご提出をお願いしたい。

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

（1）竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・☒無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

解決すべき論点

1. 株式会社コマツ（以下、「コマツ社」という。）が、地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2が規定する「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうか

- (1) コマツ社は、本市に対し「ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約」をしていたかどうか、かつ、コマツ社と本市との契約行為は、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つ」もの（一定の時間的継続性や反復性を有するもの）であったかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本取引は、請負関係にあるとは見做れないものと判断
事務的

- (2) (整理済)

- (3) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

- ・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

- ・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

①

②

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

請負取引はごくわずかし

(4) コマツ社の本市に対する請負量が、全体の請負量の半分以上を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

コマツ 請負関係ない

2. 竹内清海議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

出資なし

3. 竹内清海議員は、法第92条の2が規定する、「監査役」に当たるかどうか
更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

本委員会は調査対象者と見なさない

4. 法第92条の2の規定に照らし、竹内清海議員が令和6年2月にコマツ社の監査役を辞任
したことをどのように評価すべきか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

一定の責任の取りかんと示している

5. 竹内清海議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄付、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

無し（受領してない）

6. 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことを以て、法第92条の2が規定する「兼業禁止」の趣旨を損ねていたかどうか

（1）竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「利害関係に立つことを禁止」する趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問（任意 ・ 100条調査）

対象者

・提出を求める資料（任意 ・ 100条調査）

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

有（おとしい）（おとし入れ禁止になっている）

(2) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「議会運営の公正を保障する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない

(3) 竹内清海議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、「事務執行の適正を確保する」趣旨が損なわれたかどうか

更なる調査の必要性 有・無

1. どのような調査が必要とお考えですか。

・ヒアリング又は証人尋問 (任意 ・ 100条調査)

対象者

・提出を求める資料 (任意 ・ 100条調査)

1.

2.

2. 本論点についての委員としての結論をご説明ください。

損なわれていない